[足場の組立て等作業主任者能力向上教育カリキュラム]

<対象者>

『足場の組立て等作業主任者技能講習』を修了した者。5年に一度受講要。

<根拠法令>

足場等からの墜落災害防止対策の強化を図るため、労働安全衛生規則の一部改正(平成21年6月1日施行)により、足場等の安全点検の確実な実施のため、以下のことが定められています。

- (1) 足場等の点検に当たっては、各事業者が使用する足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行うこと。
- (2) 足場等の組立て・変更時等の点検実施者については、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名すること。
- (3) 作業開始前の点検は職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。

<カリキュラム>

講習	
内容	

1 I / I / I / I / I / I / I / I / I / I	
1. 現状の足場・部材等及びそれらの管理	1. 0時間
2. 足場の組み立て等の安全施工と保守管理	4. 0 時間
3. 災害事例及び関係法令	2. 0 時間
合計	7. 0 時間
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·